

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成29年12月6日（平成29年（独情）諮問第78号）

答申日：平成30年3月13日（平成29年度（独情）答申第69号）

事件名：特定日に受け付けた特定法人の被保険者資格喪失届の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日受付の特定法人の被保険者資格喪失届」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月30日付け年機構発第5号により日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると次のとおりである。

- (1) 特定法人は、無限責任社員特定個人A、有限責任社員特定個人B、有限責任社員審査請求人の三名が社員として名を連ねておりました。

特定個人Aは、特定年月日aに呼吸苦が出現し、特定病院に救急搬送され、急性呼吸窮迫症候群で特定年月日bに死亡しました。特定個人Bは、特定年月日cに脳梗塞を患い、脳に障害を負ってしまいました。持病として喘息、高血圧症、高脂血症、糖尿病、骨粗しょう症を抱えており、更に心臓にも慢性の持病があります。

無限責任社員が亡くなり有限責任社員のみになると「みなし種類変更」により会社法上は合同会社となります。

審査請求人は会社法上、代表権を有し、特定法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有することを会社法で認められています。

- (2) 被保険者の氏名等個人に関する情報の不開示について

特定法人が被保険者資格喪失届として申請した特定の四名の被保険者資格喪失届を特定法人がその控えを保管管理することは企業の慣行として当然のことであり、写しを得る上で開示申請することは、飽くまで会

社の自治の範囲内として、特定法人が法人の事業活動を行う上での内部管理資料として写しを求めるものです。

したがって、法5条1号の除外事由のイに該当するものであり、むしろ開示せず特定法人に控えを保管管理させないことのほうが人事管理に係る事務に関し、支障を及ぼすおそれがあり、後々の個人の権利利益を害するおそれも懸念されます。

(3) 事業主の印影の不開示について

当該、被保険者資格喪失届に押印の特定法人の代表者印は、外円に「特定法人」、内円に「代表者印」と刻印されています。特定法人が法人の印である代表者印を押印した申請書類の控えを保管管理することは企業の慣行として当然のことであり、写しを得る上で開示申請することは、飽くまで会社の自治の範囲内であり、法5条2号に該当するものではなく、むしろ開示せず特定法人に控えを保管管理させないことのほうが後々の正当な利益を害するおそれが懸念されます。

また、特定法人が法人の事業活動を行う上での内部管理資料として写しを求めるものであり、開示することにより、当該法人の財産権等が損なわれるおそれは全くない。

法人代表者印の印影については、特定法人の代表として、印影を認知しており、偽造等の悪用の恐れもなく、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれもないことは明白であり、当該法人の財産等に関する情報と解せられ、むしろ開示しないことにより、当該法人の財産権等が損なわれるおそれがあることから、本号に該当せず、開示されるべきものであると考えます。

上記理由により、原処分を取り消すとの裁決を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

(1) 平成29年10月16日に、処分庁に対して、「資格喪失届 最後の四人分」の開示請求がされた。

(2) 処分庁は、平成29年10月30日に、本件対象文書の一部を不開示とする決定（原処分）を行った。不開示とした部分とその理由は以下のとおり。

ア 被保険者の氏名等個人に関する情報については、法5条1号「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため。

イ 事業主の印影については、法5条2号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害

するおそれのあるもの」に該当するため。

- (3) 平成29年11月1日に、原処分取消しの裁決を求める審査請求が行われた。

2 諮問庁としての見解

- (1) 本件対象文書は、事業主から届出のあった資格喪失届である。
(2) まず、被保険者の氏名等個人に関する情報について、審査請求人は、以下のとおり主張している。

ア 飽くまで会社の自治の範囲内として、特定法人が法人の事業活動を行う上での内部管理資料として写しを求めるもの。

イ 法5条1号の除外事由のイに該当するものであり、むしろ開示せず特定法人に控えを保管管理させないことのほうが人事管理に係る事務に関し、支障を及ぼすおそれがあり、後々の個人の権利利益を害するおそれも懸念される。

しかしながら、不開示とした箇所は、氏名、生年月日、基礎年金番号、資格喪失年月日等の個人に関する情報が記載されており、法5条1号では、個人に関する情報を不開示と定めている。

また、審査請求人は法5条1号の除外事由のイに該当するのではないかと主張しているが、この規定の趣旨は、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから不開示情報から除くものと考えられ、上記の情報は公にしていけない情報であり、不開示情報に該当するものとする。

- (3) 次に、事業主の印影について、審査請求人は、特定法人の代表として、印影を認知しており、偽造等の悪用のおそれもなく、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれもないことは明白であり、当該法人の財産等に関する情報と解され、むしろ開示しないことにより、当該法人の財産権等が損なわれるおそれがあると主張している。

しかしながら、法5条2号イでは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、不開示とするものとされており、事業主の印影は、一般に公にされているものではなく、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示情報に該当するものとする。

3 結論

以上のことから、本件については、処分庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年12月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年1月11日 | 審議 |
| ④ 同年2月26日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年3月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定法人から届出のあった健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失届であり、処分庁は、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、被保険者資格喪失届の対象者ごとに一行の記入欄を設けた一覧表及び事業主の氏名等の記入欄等からなる文書であり、本件対象文書の不開示部分は、①4人分の被保険者の氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、被保険者資格の喪失年月日及び喪失原因、標準報酬月額、被保険者証の回収状況、被扶養者の有無、整理番号等の情報（以下「本件不開示部分1」という。）並びに②特定法人の代表者の印影（以下「本件不開示部分2」という。）であると認められる。

(1) 本件不開示部分1について

被保険者の氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、被保険者資格の喪失年月日及び喪失原因、標準報酬月額、被保険者証の回収状況、被扶養者の有無、整理番号等の情報は、一行ごとに一体として法5条1号本文前段に規定する情報に該当する。また、これらの情報が法令の規定により又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されているとはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、被保険者の氏名、生年月日、性別、基礎年金番号及び整理番号は、当該被保険者の個人識別部分に該当し、部分開示の余地はない。また、被保険者の被保険者資格の喪失年月日及び喪失原因、標準報酬月額、被保険者証の回収状況、被扶養者の有無等の情報については、特定法人の関係者等一定範囲の者には当該被保険者が特定されるおそれもあり、これらを公にすることで当該被保険者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、本件不開示部分1は、法5条1号に該当し、不開示とし

たことは妥当である。

(2) 本件不開示部分2について

特定法人の代表者の印影は、被保険者資格喪失届が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分2は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、上記第2の2のとおり、特定法人の代表権を有する者として不開示とされた部分の内容を既に把握していることを理由に、本件対象文書を開示すべき旨の主張をしているものと解される。

しかしながら、法の定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であるところ、開示・不開示の判断に当たっては、特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであるから、審査請求人の上記主張には理由がない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子